

社会統合政策の構築に向けて

明治大学国際日本学部教授

山脇啓造
やまわき けいぞう

日本で暮らす外国人登録者は、二〇〇七年現在、二二五万人に達し、この一〇年で約一・五倍に増えている。その三分の二は永住者や定住者、日本人の配偶者等、在留活動や在留期間にほぼ制限がない人々で、外国人の定住化が進展していることがわかる。

一方、日本の総人口は今後五〇年間に三割近く減少し、九〇〇〇万人を切ることが見込まれている。生産年齢人口（一五～六四歳）は今後五〇年で半減し、現在約二割である高齢化率は四割を超えることが予想されている。日本経団連は人口減少に対応した経済社会を構築するために「高度人材に加え一定の資格や技能を有する人材を中心とする幅広い層の受け入れ」を今年十月に提言している（[20頁参照](#)）。

こうして、一方で外国人の増加と定住化が進展し、他方で新たな外国人の受け入れに関心が高まる中、多文化共生社会の形成が日本にとって重要な課題と位置づけられ

るようになってきた。多文化共生社会とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていく社会である。

外国人集住都市会議の訴え

多文化共生社会の形成には、国、地方自治体、市民団体、企業など多様な主体がそれぞれの役割を果たしつつ、かつ連携して取り組んでいく必要がある。そうした連携の要となるべきなのが国であるが、日本政府の外国人政策は、外国人の出入国を管理する出入国政策に重きが置かれ、入国した外国人を社会の一員として受け入れる社会統合政策が軽視されてきた。その結果、外国人の多い地域での取り組みが国に先行してきた。

二〇〇一年に日系ブラジル人を中心とした外国人が多く住む都市が集まって設立された外国人集住都市会議は、地域における

外国人の受け入れ体制整備に取り組みつつ、国に対して多文化共生社会を目指した政策、即ち社会統合政策を推進するよう求めた。今年は十月に東京で会議を開き、二六都市の市長らが関係省庁と討論を行い、最後に「みのかも宣言」を発表した。子ども

の教育や企業の役割などについて提言を取り上げられた。たとえば、参議院の少子高齢化・共生社会に関する調査会は、二〇〇八年六月に同様な提言を取りまとめている。

多文化共生社会基本法の制定を

国としての統一的ビジョンのもと、関係

で働いている。長期的な人口動態の変化を踏まえ、総合的な観点から出入国政策を見直す必要がある。

市民活動と経済界

日本が今後、本格的に外国人の受け入れを推進していくには、多文化共生の地域づくりを目指した市民活動が欠かせないが、市民団体の多くが財源不足という困難を抱えている。二〇〇七年の日本経団連の「外国人材受入問題に関する第二次提言」は、NPO等による外国人住民への生活支援のために、「地域（県または市町村）ごとに、国、自治体に加え自発的に民間企業等が資金を拠出できるスキームの構築」を提案している。外国人集住都市会議も県レベルの基金制度の創設を求めている。

愛知県では、二〇〇八年七月に県内企業の協力を得て、外国人の子どもたちの日本語学習を支援する基金を始めた。地域の日本語教室を支援し、外国人学校に日本語教師を派遣する予定である。こうした動きが

表 在韓外国人待遇基本法の概要	
(2007年5月17日制定 本則全5章23か条)	
○この法律は、外国人が韓国社会に適応して能力を十分に發揮し、国民と外国人との双方が理解し尊重しあう社会環境をつくることで、国の発展と社会統合に貢献することを目的とする。	
○国および地方自治体は、在韓外国人の待遇について政策の策定や施行に努力しなければならず、この法律は基本法として他の法律に優先する。	
○法務部長官（法務大臣）は、関係中央行政機関の長と協議して5年毎に「外国人政策に関する基本計画」を、各行政機関および地方自治体の長は、この計画に基づいた年度別の実行計画を策定し、施行する。	
○外国人政策に関する審議・調整のために、國務總理（日本の首相に相当）のもとに外国人政策委員会を置く。	
○国および地方自治体は、外国人およびその子に対する不合理な差別を防止し、人権を擁護するよう努力し、外国人が韓国社会に適応するために必要な教育などの支援を行う。（日本経団連事務局作成）	

- この法律は、外国人が韓国社会に適応して能力を十分に發揮し、国民と外国人との双方が理解し尊重しあう社会環境をつくることで、国の発展と社会統合に貢献することを目的とする。
- 国および地方自治体は、在韓外国人の待遇について政策の策定や施行に努力しなければならず、この法律は基本法として他の法律に優先する。
- 法務部長官（法務大臣）は、関係中央行政機関の長と協議して5年毎に「外国人政策に関する基本計画」を、各行政機関および地方自治体の長は、この計画に基づいた年度別の実行計画を策定し、施行する。
- 外国人政策に関する審議・調整のために、國務總理（日本の首相に相当）のもとに外国人政策委員会を置く。
- 国および地方自治体は、外国人およびその子に対する不合理な差別を防止し、人権を擁護するよう努力し、外国人が韓国社会に適応するために必要な教育などの支援を行う。（日本経団連事務局作成）

さまざまな現場

(注2) 山脇啓造「動き出した韓国の外国人政策」（『国際人流』2008年3月号）

(注3) 本誌2007年5月号58頁参照 <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2007/017.pdf>